

議案第34号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和6年4月1日から奈良広域水質検査センター組合の規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

天理市長 並 河 健

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約(平成7年4月1日奈良県指令地第1号)の一部を次のように変更する。

第15条第1項の表給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。